

自家用広告物の取り扱いの変更について (重要なお知らせ)

「自家用広告物」※のうち、裏面の基準等に該当する「のぼり旗」や「置き看板」などの簡易な広告物（以下「簡易広告物」と言います。）について、下記のとおり取り扱いを変更しましたのでお知らせいたします。

なお、当該変更にもとない許可申請手数料が前回の手数料と異なるケースがありますので、簡易広告物を設置されている場合は、事前に手数料の確認をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお問い合わせください。

※「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、商店、商標等または自己の事業、営業の内容を、自己の住所または事業所、営業所等に表示する広告物のことです。

記

1. 変更点について

(1) 許可申請不要となる面積の算定方法について

自家用広告物については、1事業所あたりの総表示面積が10㎡を超えなければ許可申請不要となりますが、簡易広告物の表示面積は総表示面積の算定から除外します。

例) 設置している自家用広告物の内容が以下の場合

- ①屋上設置広告物【5㎡】 ※【 】は、表示面積
- ②地上設置広告物【4㎡】
- ③置き看板【(1面1㎡)計2㎡】(≦1面1.62㎡のため簡易広告物に該当)
【合計 11㎡】

変更前	総表示面積 11㎡ (①+②+③) のため、許可申請は必要
↓	
変更後	総表示面積 9㎡ (①+②) のため、許可申請は不要

【注意】簡易広告物以外の総表示面積が10㎡を超えている場合は、簡易広告物を含む全ての広告物について、許可申請が必要となります。

(2) 簡易広告物の許可申請手数料について

上記「変更点(1)」とあわせて、簡易広告物に係る許可申請手数料は免除します。(簡易広告物以外の屋外広告物について許可申請手数料を納付することになります。)

2. 適用開始について

平成29年12月1日以降に許可申請を受け付けたものから適用します。

【問合せ先】

福岡市住宅都市局都市景観室屋外広告物第1係
電話：092-711-4395 FAX：092-733-5590

★簡易広告物の基準等★

簡易広告物とは、自家用広告物のうち、以下のいずれも（①規格基準及び②条件）満たすものです。

①規格基準

	広告物の名称	規格基準
1	はり紙・はり札の類	表示面積が 1 m ² 以内
2	立看板・置き看板	1面の表示面積が 1.62 m ² 以内 高さが 2.1m以下 (発光可変式広告物は除く)
3	のぼり旗	1面の表示面積が 1.08 m ² 以内 高さが 3m以下
4	広告幕・た ^へ ストリー・のれん	1面の表示面積が 2.16 m ² 以内
5	バナー広告	1面の表示面積が 1.08 m ² 以内
6	提灯	直径が 75 cm以内 高さが 167 cm以内

②条件

以下のいずれも満たすもの

- i) 広告主において、日常的に点検を行い、また掲出した広告物等に不具合や異常が生じた場合に、広告主自らが速やかに取り外し、又は収納することで安全が確保できるもの
- ii) 荒天時において、広告主自らが安全な場所へ広告物等を容易に収納することができるもの